

健康保険 限度額適用認定証交付申請書

記入例・記入方法の説明

申請	①	新規	継続 (有効期限延長)							
↓ 被保険者(社員本人)について記入してください。 ↓										
被保険者情報	被証及び番号	②	記号 X X X X X X X X	番号(従業員番号) ケンコウ ダイイチ 兼高 大偉智	(フリガナ)氏名	兼高 大偉智	⑧			
	専任	③	(株)富士通ゼネラル		住所	〒 XXX-XXXX 神奈川県 川崎市○○区△△9-9 □□マンション987	都道府県	神奈川県		
	部ひ	④	FGEL△部 TEL(内線可) XX-XXXX							
↓ 認定証が必要な方について記入してください。 ↓										
交付対象者または申請者が記入するところ	対分	⑤	区分	被保険者 被扶養者	氏名	兼高 大偉智	続柄	本人	生年月日	平成 XX 年 XX 月 XX 日
					認定証が必要な期間	令和 XX 年 XX 月 XX 日 から				
↓ 申請書を作成する方について記入してください。 ↓										
申請者情報	F	⑥	<input checked="" type="radio"/> 被保険者およびその家族 <input type="radio"/> 代理申請/社員(上長、担当者等)による → 下の代理申請者の情報①(社員による場合)を記入してください。 <input type="radio"/> 代理申請/第三者による → 下の代理申請者の情報②(第三者による場合)を記入してください。							
	C	⑦	① 社員による場合	従業員番号	氏名	連絡先(内線等)				
			② 第三者による場合	氏名	証明対象者との関係	連絡の取れる電話番号				
			代理理由	<input type="radio"/> 被保険者が入院中等により、申請書の作成が困難なため <input type="radio"/> その他						
↓ 認定証の受取り方法を選択してください。郵送を希望されるときは郵便番号・住所・宛名を正確に記入してください。 ↓										
証明書の授受方法	授受	⑧	<input checked="" type="radio"/> 健康保険組合の事務所で受け取る <input type="radio"/> 社内メールBOXまたはメール便 <input type="radio"/> 郵送(下欄に宛先を記入)							
	郵送時の宛先		〒	都道府県					宛名:	
上のおり健康保険限度額適用認定証の交付を申請します。				⑨	令和 XX 年 XX 月 XX 日					

※ この申請は、70歳未満の被保険者および被扶養者で、入院・外来の診療により高額な医療費がかかると思われる方に限ります。70歳以上の方は「高齢受給者証」を提示することで同様の扱いとなりますので、限度額適用認定証は必要ありません。
 ※ 前年度の市区町村税が非課税(被保険者が非課税)であることを認められた世帯の場合、申請時にその事実を証明する書類を添付いただきますので、まずは健康保険組合までご連絡ください。

受付日付印

健康使用欄	適用区分	ア	イ	ウ	エ	オ	(標準報酬月額)	千円	区分	受領・発送日	受領・発送者印
	有効期限	自	年	月	日				証明書の受領または送の確認		
	発行日	至	年	月	日				(メモ)		

いちばん上の被保険者情報欄に被保険者証の記号と番号を記入したときは、この欄は記入しないでください！

被保険者証の記号と番号を記入したときは、右欄は記入不要です。証の記号・番号に代わり個人番号(マイナンバー)で届出を行なうときに限り記入してください。ただし、被保険者の個人番号であることを特定する書類の添付が必要です。

限度額適用認定証交付申請書の作成に関する補足説明

限度額適用認定証について

健康保険制度では、病気やけがのため保険医療施設で治療を受けたときに被保険者証（保険証）を提示すれば、そのときにかかった医療費のうち3割（一部2割）の負担だけで済みます。それでも入院や手術をしたときなどは、窓口で支払う金額は大きくなります。

そのため、健康保険法では医療費負担軽減を目的に、1ヵ月に負担する医療費の上限（自己負担限度額（以下、限度額。））が被保険者の収入に応じて決められていて、その限度額を超えた分が後に戻ってくる仕組みになっています。通常、請求された額を一旦窓口で支払い、限度額を超えた分（高額療養費）が受診月の約3ヵ月後に健康保険組合から支給されますが、限度額適用認定証（以下、認定証。）を保険証とあわせて提示することで、高額療養費を受け取らないかわりに窓口での支払いを限度額に止めることができます。認定証を利用してもしなくても最終的な医療費の負担額は同じですが、一時的とはいえ家計の負担を少なくすませられるので認定証をご利用ください。（医療費が高額になると予想される場合、多くの医療施設では認定証について案内があります。）

記入上の注意事項（補足説明）

- ◆ 日付（年月日）を記入する欄は『和暦（昭和、平成、令和等）』で記入してください。
- ◆ ①は、すでに認定証の交付を受けていて、その有効期限後も継続して認定証が必要な場合は「継続」、それ以外は「新規」に○をしてください。
- ◆ ②は、健康保険証を確認してください。記号は2桁、番号は1～6桁の従業員番号（0で始まる方は、先頭から0以外の数字までの0を除外します。例えば000901は901。任意継続被保険者は4桁。）です。
- ◆ ③は、②の記号が11の場合は「株富士通ゼネラル」、49は「株富士通ゼネラルフィールドセールス」、51は「株富士通ゼネラル情報システム」です。99の場合は「任意継続被保険者」とご記入ください。
- ◆ ④は、所属部署名と連絡先を記入してください。
- ◆ ⑤は、認定証の必要な方が被保険者なのか被扶養者なのか該当する方に○をし、その方の氏名等を記入してください。なお、続柄は「子」「親」と略さず、「本人」「長男」「長女」「実父」等と記入してください。
- ◆ ⑥は、申請者がどなたなのか、該当するところへ○をしてください（通常は「被保険者およびその家族」）。
- ◆ ⑦は、被保険者またはそのご家族が申請できないとき（⑥で代理申請のどちらかに○をした場合）に、代理で申請される方の情報を記入いただく欄です。
- ◆ ⑧は、認定証の受取方法について、希望される項目に○をしてください。なお、郵送を希望されるときは、宛先を正確に記入してください。（宛先に「〇〇様方」等が必要な場合は、忘れずに記入してください。）
- ◆ ⑨の申請日（提出日）も、忘れずに記入してください。

その他

- ◆ 70歳以上の「高齢受給者証」をお持ちの方は、認定証は不要ですので申請する必要はありません。（認定証のかわりに高齢受給者証を提示してください。）
- ◆ 被保険者が、前年度の市区町村税非課税であることを認められた世帯の場合、その事実を証明する書類を添付いただく必要があります。まずは健康保険組合へご連絡くださるようお願いいたします。

【参考】

《認定証に表示された区分ごとの自己負担限度額》

区分「ア」：	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1%
区分「イ」：	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1%
区分「ウ」：	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1%
区分「エ」：	57,600円
区分「オ」：	35,400円 ※被保険者が前年度の市区町村税非課税に該当する場合

※ 区分は、被保険者の標準報酬月額により決まります。

※ 総医療費とは、健康保険が適用される範囲の額で、入院時の差額ベッド代や食事の一部負担額等は含まれません。

※ 当健保組合は、「付加給付」を支給しています。上の計算式で算出された自己負担上限額から25,000円を差し引いた額（100円未満切捨て、算出額が1,000円に満たないときは不支給。）を受診月の3ヵ月以降の給与日に、給与口座へお振込みします。付加給付を受給するための手続きはありません。

例）区分「ウ」で、健康保険が適用される分の総医療費が100万円かかった場合

★自己負担限度額： 80,100円＋（100万円－267,000円）×1%＝**87,430円**

★付加給付： 87,430円－25,000円＝**62,400円** ※100円未満切捨て

認定証の提示	窓口支払額	健保給付金(後日支給分)	実質自己負担額
提示あり	87,430円	高額療養費： 0円 付加給付金： 62,400円	25,030円 (87,430円－62,400円)
提示なし	300,000円 (100万円×30%)	高額療養費： 212,570円 (30万円－87,430円) 付加給付金： 62,400円	25,030円 (30万円－212,570円－62,400円)